

No.158

(平成28年12月20日発行)
(2016年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

目次

CONTENTS

特集

1~4

平成28年12月から洗濯表示が
変わりました！

テスト&リサーチ

5

市販の弁当やコロッケ類に
含まれる塩分について

相談窓口案内

6



平成28年12月から洗濯表示が変わりました！

消費者庁表示対策課

日本国内で販売する衣類等の洗濯表示（取扱い表示）は、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程（以下「規程」という。）で定められています。

平成27年3月31日にこの規程の一部が改正され、衣類等の洗濯表示を変更することになり、同規程は平成28年12月1日に施行されました。

新しい洗濯表示では、ドラム式洗濯乾燥機等による「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されることなどにより、記号の種類が22種類から41種類に増えます。これにより、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類等が縮む又は色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。

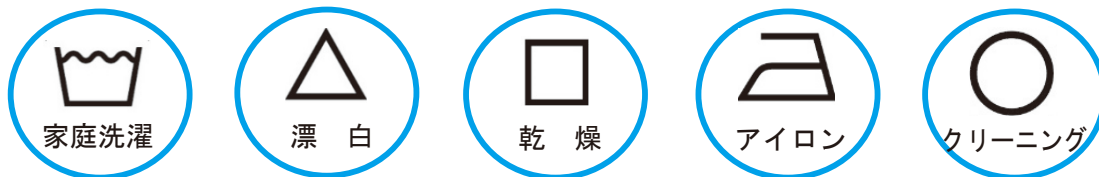
また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類等の繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。

新しい「洗濯表示」のポイント

①「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

●5つの基本記号



*上記の順に表示されます。

●付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

線なし 通常の強さ

弱い

非常に弱い

「線（—）」が増えるほど作用は弱くなります。

【例】

〈温度〉基本記号の中に付加

〈記号〉

「●」 「●●」 「●●●」

低 → 高

タンブル乾燥やアイロンの温度は「点（・）」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

【例】

〈数字〉

【例】

数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。

【例】

〈禁止〉

基本記号と組み合わせで、禁止を表します。

【例】

②記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示に変わります。

③記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載されます。（付記用語）

（例：「洗濯ネット使用」「中性洗剤使用」「あて布使用」等）

④表示は、家庭洗濯、漂白、乾燥、アイロン等の処理の上限を表しています。

記号が示す強さか、それより弱い範囲内で洗濯等しましょう。

【表示例】

「指示（推奨）表示」 「40℃で洗濯がよい」という指示を提供

「上限表示」 「40℃以下ならば損傷を起こさない」という情報を提供

⑤家庭での乾燥の記号に、「タンブル乾燥」の記号が新たに加わります。

タンブル乾燥機とは、機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機。

日本の家庭では、洗乾一体型洗濯機や回転式衣類乾燥機などがこれに相当します。

【表示例】

⑥商業クリーニングの記号に、「ウェットクリーニング」の記号が新たに加わります。

ウェットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げによる洗濯です。

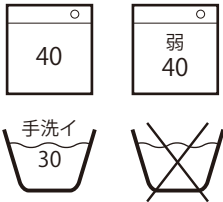
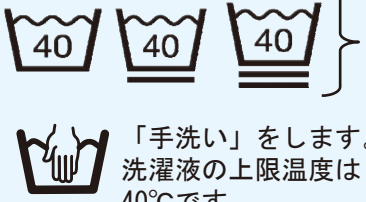
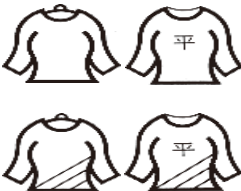
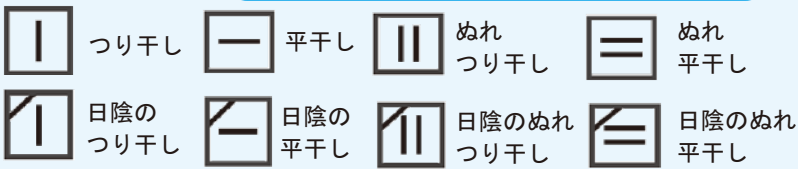
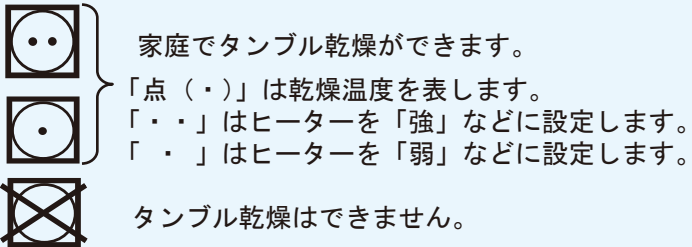
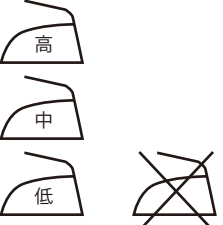
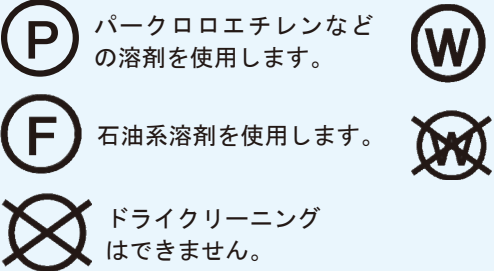
【表示例】

⑦家庭での漂白の記号に、「酸素系漂白剤」の記号が追加されます。

酸素系漂白剤は、色柄物にも使える漂白剤です。パッケージには「酸素系漂白剤」や「色柄物にも」などと書かれています。ただし、粉末タイプのものは、毛や絹には使用できません。

【表示例】

新しい「洗濯表示」の記号と意味

旧洗濯表示の記号 JIS L 0217より抜粋	新しい「洗濯表示」の記号（付加記号を含む。） JIS L 0001より抜粋
家庭洗濯の記号 	家庭洗濯の記号  家庭洗濯（洗濯機洗い）ができます。 記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。 「-」は「線なし」よりも、弱く、 「=」は更に弱い洗濯機での洗い方です。 「手洗い」をします。 洗濯液の上限温度は 40℃です。 家庭での洗濯は できません。
漂白の記号 	漂白の記号 NEW（酸素系漂白剤の記号が追加されました。）  塩素系漂白剤や 酸素系漂白剤で 漂白ができます。 酸素系漂白剤 のみが使え ます。 漂白剤は 使えません。
自然乾燥の記号 	自然乾燥の記号 NEW（ぬれ干しの記号が追加されました。）  ※ぬれ干し（「II」「=」）は脱水せず（絞らず）に干します。 NEW タンブル乾燥の記号  家庭でタンブル乾燥ができます。 「点（・）」は乾燥温度を表します。 「・・・」はヒーターを「強」などに設定します。 「・・」はヒーターを「弱」などに設定します。 タンブル乾燥はできません。
アイロン仕上げの記号 	アイロン仕上げの記号  アイロンを掛けることができます。 「点（・）」はアイロンの底面温度 の上限を表します。 「・・・」は 200℃（高温）まで 「・・」は 150℃（中温）まで 「・」は 110℃（低温）まで アイロンは 掛けられません。
ドライクリーニングの記号 	ドライクリーニングの記号 NEW ウエットクリーニングの記号 ドライクリーニングができます。  パークロロエチレンなど の溶剤を使用します。 石油系溶剤を使用します。 ドライクリーニング はできません。 ウエットクリーニングができます。 ウエットクリーニング はできません。

新しい洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降の表示記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥処理ができる(排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥処理ができる(排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

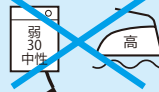
番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング ※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

旧JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「〜」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めはなくなりました。



付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)
考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など

テスト&リサーチ

市販の弁当やコロッケ類に含まれる塩分について

スーパーやコンビニ、弁当専門店では、以前から持ち帰りの弁当や揚げ物が販売されています。農林水産省の調査では、「食事を作る/片付けが面倒」等の簡便性や「好きなものを選べる」等の嗜好性から、中食の利用が増加の傾向にあるとされています。また、厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2015年版)」では、ナトリウム(食塩相当量、以下、「塩分」と記載)について、高血圧予防の観点から男女とも目標量の値を低めに変更されています。そこで、スーパーやコンビニ、弁当専門店で販売されている中食(弁当、コロッケ類)を試買し、ナトリウム量を測定、塩分に換算し、目標量との比較を実施しました。

中食

家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事。

目標量

生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量。食塩相当量で、成人男性(18歳以上)は8.0g/日未満、成人女性(18歳以上)は7.0g/日未満。

塩分(g)への換算

$$\text{ナトリウム量 (mg)} \times 2.54 \div 1000 = \text{食塩相当量 (g)}$$

※食品表示法及び食品表示基準(平成27(2015)年4月1日施行)では、消費者向けにあらかじめ包装された全ての加工食品及び添加物(持ち帰り用弁当専門店で販売される弁当、店舗でバラ売りされる揚げ物は対象外)について栄養成分表示が義務化されており(経過措置期間5年)、以前の健康増進法での「ナトリウム(mg)」ではなく、「食塩相当量(g)」の項目で表示することと定められている。

1. 試買した商品

神戸市内のスーパー3店舗、コンビニ3店舗、弁当専門店2店舗で販売されている弁当14商品(購入価格 321~550円)、コロッケ類15商品(購入価格 54~160円)、計29商品を購入し、1食あたりに含まれるナトリウム量を測定し、塩分への換算をしました。

なお、ナトリウム量の測定は兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センターで実施しました。

2. 調査結果

(1) 弁当1つで1日の目標量の約半分

弁当14商品の1食あたりの塩分は2.15~4.21g、平均は3.13gでした。また、14商品中7商品で、食事摂取基準の目標量(成人男性)に対する割合が40%を超えており、中には成人男性で50%(成人女性で約60%)を超えるものもありました。弁当の商品種別では、「のり弁当」(写真1、No.1~6)の食塩相当量の平均は3.22g、「幕の内弁当」(写真2、No.7~13)の平均は2.94gで、揚げ物の割合が多い「のり弁当」は塩分が多い結果でした。市販されている即席みそ汁等は通常約2gの塩分を含み、購入した弁当に即席みそ汁を追加すると、1食で成人男性の目標量の60%(成人女性では70%)を超えるため、注意が必要です(図1)。



写真1. のり弁当の例



写真2. 幕の内弁当の例

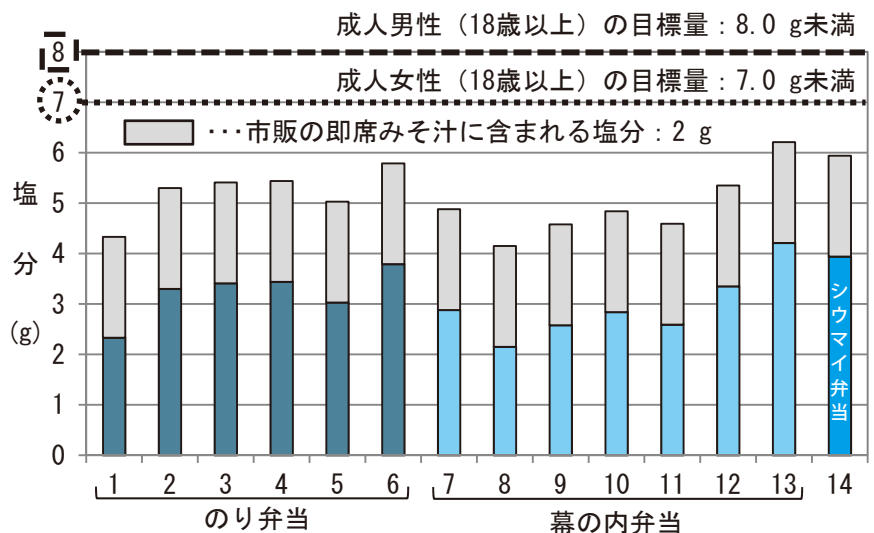


図1. 弁当に含まれる塩分及び同時に即席みそ汁を摂取した場合の塩分

(2) コロケ類1つで1日の 目標量の約1割

コロケ類15商品の1食当たりの塩分は0.37～1.31g、平均は0.71gでした。また、15商品中5商品で、食事摂取基準の目標量（成人男性）に対する割合が10%を超えていました。購入した店舗の種別で、塩分を100gあたりに換算し比較すると、1gを超える商品がスーパー1商品（1.15g）、コンビニ4商品（1.02～1.33g）ありました（図2）。

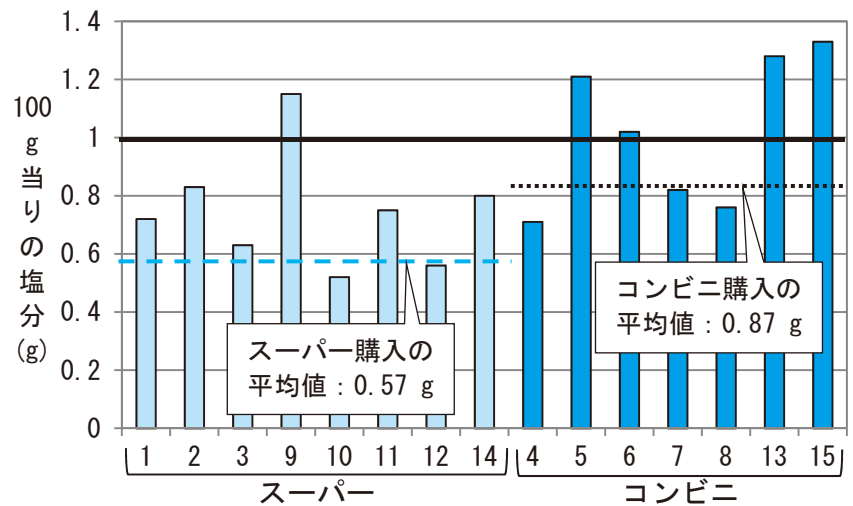


図2. コロケ類の100g当たりの塩分

3. 塩分に関する表示

購入した弁当のうち、栄養成分表示の対象は9商品あり、うち6商品は表示が商品の上面の見やすい箇所に貼付されていました。9商品の記載内容は、「食塩相当量」での表示は1商品のみで、他の8商品は「ナトリウム」で表示されていました。

また、今回の測定結果と弁当9商品の表示にある値を比較した結果、いずれも表示値に対する測定結果の比率が許容差（表示値の-20%～+20%）の範囲を外れたものではありませんでした。

くらしに関する相談は…

●市町の相談窓口●

神戸市生活情報センター	078-371-1221
尼崎市立消費生活センター	06-6438-0999
西宮市消費生活センター	0798-64-0999
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
川西市消費生活センター	072-740-1167
三田市消費生活センター	079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
あかし消費生活センター	078-912-0999
加古川市消費生活センター	079-427-9179
高砂市消費生活センター	079-443-9078
稲美町消費生活相談窓口	079-492-9151
播磨町消費生活相談コーナー	079-435-1999

西脇市消費生活センター	0795-22-3111
三木市消費生活センター	0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
加西市消費生活相談窓口	0790-42-8739
加東市消費生活センター	0795-43-0502
多可町消費生活センター	0795-32-3322
姫路市消費生活センター	079-221-2110
神河町住民生活課	0790-34-0962
市川町住民税務課	0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福岡町立生活科学センター内)	0790-22-4977
相生市消費生活センター	0791-23-7130
たつの市消費生活センター	0791-64-3250
赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

太子町生活福祉部生活環境課	079-277-1015
上郡町消費生活相談窓口	0791-52-1115
佐用町消費生活センター	0790-82-0670
豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
養父市消費生活センター	079-662-3170
朝来市消費生活センター	079-672-6121
香美町消費生活センター	0796-36-1941
新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
篠山市消費生活センター	079-552-1186
丹波市消費生活センター	0795-82-0996
洲本市消費生活センター	0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
淡路市消費生活センター	0799-64-0999

●県の相談窓口●

生活科学総合センター	078-303-0999
東播磨消費生活センター	079-424-0999
中播磨消費生活創造センター	079-281-0993
西播磨消費生活センター	0791-58-0993

但馬消費生活センター	0796-23-0999
丹波消費生活センター	0795-72-0999
淡路消費生活センター	0799-23-0993

●生活科学総合センターホームページもご覧ください。
(<http://www.seiken.server-shared.com/>)

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファクスでも！
E-mail:seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp FAX: 078-302-4002

●消費者ホットライン● 188
(お近くにある相談窓口へつながります)

Aらいふ

No.158 平成28年12月20日発行

兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

☎(078) 302-4000

28企②-035A4